

特定非営利活動法人フォレシア定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人フォレシアという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市中通2丁目2-32 山ニビル6Fに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は不妊治療を行っている当事者の負担や、不妊治療の社会問題を解決する目的により設立した法人である。不妊治療に関して、仕事との両立負担、経済的負担、知識不足、地域医療格差、精神的負担等を解決することで、子どもを望むすべての方に納得できる選択肢を提供する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 1. 不妊治療に関する啓蒙、教育、各種負担支援事業
 2. 不妊治療に関する仕事の両立支援事業
 3. 不妊治療に関する地域医療連携、オンライン診療支援事業
 4. 不妊治療に関する商品販売提携事業
 5. SDGsに関する啓蒙、促進事業
 6. プレコンセプションケアに関連する研究及び事業
 7. 有料職業紹介事業

8. その他目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
1. 協賛企業の広告掲載、商品販売提携事業
 2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長を置かない場合は、理事は理事長があらかじめ指名した順序により、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第25条及び前条第2項、次条第1項第2号及び46条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、署名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 役員を選任又は解任

(3) 役員の職務及び報酬

(4) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(5) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(6) 資産の管理の方法

(7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 解散における残余財産の帰属

(11) 事務局の組織及び運営

(12) 入会金及び会費の額

(13) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した

事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第6章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定を変更する場合所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、理事会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う

第10章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 1 1 章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 佐藤 高輝

理事 鎌田 圭

理事 石川 唱子

理事 草薙 淑子

理事 グリース 舞

監事 佐藤 宏美

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成30年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 (個人)	5,000円	賛助会員 (個人)	5,000円
---------	----------	--------	-----------	--------

	正会員 (団体)	15,000円	賛助会員 (団体)	20,000円
--	----------	---------	-----------	---------

(2) 年会費	正会員 (個人)	15,000円	賛助会員 (個人)	1口20,000円
---------	----------	---------	-----------	-----------

	正会員 (団体)	30,000円	賛助会員 (団体)	1口40,000円
--	----------	---------	-----------	-----------

(1口以上)

7 この定款の変更は所轄庁の認証をうけた日から施行する。(令和8年5月14日総会決議)

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人フォレシア

1 事業の成果

以下の事業を実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位:千円)
不妊治療に関 する啓蒙、 教育、各種 負担支援事 業	・企業向けに不妊治療と仕事 の両立セミナーを開催。 ・若年層を対象とした講演会 の実施。 ・メディアでの啓蒙活動。	(A) 通年 (B) 不特定・オンラ イン (C) 3人	(D) 企業や学 生(全国) (E) 約500人	
不妊治療に関 する仕事の 両立支援事 業	・不妊治療と仕事の両立に関 する相談窓口の設置。 ・企業への不妊治療研修の実 施。 ・不妊治療と仕事の両立がで きる企業のみを集めた求人サ イトを運営。	(A) 通年 (B) 不特定・オンラ イン (C) 3人	(D) 企業や個 人(全国) (E) 約500人 掲載企業 20社	
不妊治療に関 する地域医 療連携、オ ンライン診 療支援事業	実施予定無し	(A) (B) (C)	(D) (E)	

不妊治療に関する商品販売提携事業	実施予定無し	(A) (B) (C)	(D) (E)	
SDGs に関する啓蒙、促進事業	実施予定無し	(A) (B) (C)	(D) (E)	
プレコンセプションケアに関連する研究及び事業	プレコン健診事業・啓発セミナー及び啓発冊子作成	(A) 通年 (B) 不特定・対面及びオンライン (C) 3 人	(D) 企業や個人 (全国) (E) 1000 人	
有料職業紹介事業	不妊治療当事者等と企業をつなぐ職業紹介事業	(A) 通年 (B) オンライン (C) 3 人	(D) 企業や個人 (全国) (E) 求職者 5 人 求人者 5 社	
その他目的を達成するために必要な事業	実施予定なし	(A) (B) (C)	(D) (E)	

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	事業費の金額 (単位: 千円)
協賛企業の広告掲載、商品販売提携事業	・HPやパンフレット等に協賛企業のバナーを掲載。	(A) 通年 (B) 不特定 (C) 3 人	

様式例「定款変更の日の属する事業年度の活動予算書(定款にその他の事業が掲げられている場合)」

令和8年度 活動予算書
 令和8年 4月 1日 から 令和9年 3月 31日まで
 特定非営利活動法人フォレシア
 (単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費			0
賛助会員受取会費			0
.....			0
2 受取寄附金			
受取寄附金	500,000		500,000
施設等受入評価益			0
.....			0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	3,000,000		3,000,000
.....			0
4 事業収益			
不妊治療に関する啓蒙、教育、各種負担支援事業	5,000,000		5,000,000
不妊治療に関する仕事の両立支援事業	3,000,000		3,000,000
プレコンセプションケアに関連する研究及び事業	30,000,000		30,000,000
有料職業紹介事業	5,000,000		5,000,000
5 その他収益			
受取利息			0
雑収益		200,000	200,000
.....			0
経常収益計	46,500,000	200,000	46,700,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	12,000,000		12,000,000
給料手当	4,500,000	50,000	4,550,000
法定福利費	3,000,000	10,000	3,010,000
退職給付費用			0
福利厚生費			0
.....			0
人件費計	19,500,000	60,000	19,560,000
(2) その他経費			
会議費			0
旅費交通費	1,500,000		1,500,000
広告宣伝費	3,000,000		3,000,000
業務委託費	12,000,000		12,000,000
消耗品費	800,000		800,000
支払利息	500,000		500,000
.....			0
その他経費計	17,800,000	0	17,800,000
事業費計	37,300,000	60,000	37,360,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当	500,000		500,000
法定福利費	150,000		150,000
退職給付費用			0
福利厚生費			0
.....			0
人件費計	650,000	0	650,000
(2) その他経費			
地代家賃	900,000		900,000
旅費交通費			0
減価償却費			0
支払利息			0
.....			0
その他経費計	900,000	0	900,000
管理費計	1,550,000	0	1,550,000
経常費用計	38,850,000	60,000	38,910,000
当期経常増減額	7,650,000	140,000	7,790,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
.....			0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	7,650,000	140,000	7,790,000
前期繰越正味財産額	22,145,282		22,145,282
次期繰越正味財産額	29,795,282	140,000	29,935,282

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

令和9年度の事業計画書

令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人フォレシア

1 事業の成果

以下の事業を実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位:千円)
不妊治療に関する啓蒙、教育、各種負担支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・企業向けに不妊治療と仕事の両立セミナーを開催。 ・若年層を対象とした講演会の実施。 ・メディアでの啓蒙活動。 	(A) 通年 (B) 不特定・オンライン (C) 3人	(D) 企業や学生 (全国) (E) 約500人	
不妊治療に関する仕事の両立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療と仕事の両立に関する相談窓口の設置。 ・企業への不妊治療研修の実施。 ・不妊治療と仕事の両立ができる企業のみを集めた求人サイトを運営。 	(A) 通年 (B) 不特定・オンライン (C) 3人	(D) 企業や個人 (全国) (E) 約500人 掲載企業 50社	
不妊治療に関する地域医療連携、オンライン診療支援事業	実施無し	(A) (B) (C)	(D) (E)	

不妊治療に関する商品販売提携事業	実施予定無し	(A) (B) (C)	(D) (E)	
SDGs に関する啓蒙、促進事業	実施予定無し	(A) (B) (C)	(D) (E)	
プレコンセプションケアに関連する研究及び事業	プレコン健診事業・啓発セミナー及び啓発冊子作成	(A) 通年 (B) 不特定・対面及びオンライン (C) 3 人	(D) 企業や個人 (全国) (E) 1000 人	
有料職業紹介事業	不妊治療当事者等と企業をつなぐ職業紹介事業	(A) 通年 (B) オンライン (C) 3 人	(D) 企業や個人 (全国) (E) 求職者 15 人 求人者 15 社	
その他目的を達成するために必要な事業	実施予定なし	(A) (B) (C)	(D) (E)	

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	事業費の金額 (単位: 千円)
協賛企業の広告掲載、商品販売提携事業	・HPやパンフレット等に協賛企業のバナーを掲載。	(A) 通年 (B) 不特定 (C) 3 人	

様式例「定款変更の日の属する事業年度の活動予算書(定款にその他の事業が掲げられている場合)」

令和9年度 活動予算書
 令和9年 4月31日 から 令和10年 3月31日まで
 特定非営利活動法人フォレシア
 (単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費			0
賛助会員受取会費			0
.....			0
2 受取寄附金	500,000		500,000
受取寄附金			0
施設等受入評価益			0
.....			0
3 受取助成金等	3,000,000		3,000,000
受取民間助成金			0
.....			0
4 事業収益			
不妊治療に関する啓蒙、教育、各職員担支援事業	5,000,000		5,000,000
不妊治療に関する仕事の両立支援事業	10,000,000		10,000,000
フレコンセプションケアに関連する研究及び事業	30,000,000		30,000,000
有料職業紹介事業	10,000,000		10,000,000
5 その他収益			
受取利息			0
雑収益		200,000	200,000
.....			0
経常収益計	58,500,000	200,000	58,700,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	12,000,000		12,000,000
給料手当	5,500,000	50,000	5,550,000
法定福利費	4,000,000	10,000	4,010,000
退職給付費用			0
福利厚生費			0
.....			0
人件費計	21,500,000	60,000	21,560,000
(2) その他経費			
会議費			0
旅費交通費	2,500,000		2,500,000
広告宣伝費	6,000,000		6,000,000
業務委託費	18,000,000		18,000,000
消耗品費	1,500,000		1,500,000
支払利息	800,000		800,000
.....			0
その他経費計	28,800,000	0	28,800,000
事業費計	50,300,000	60,000	50,360,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当	500,000		500,000
法定福利費	150,000		150,000
退職給付費用			0
福利厚生費			0
.....			0
人件費計	650,000	0	650,000
(2) その他経費			
地代家賃	900,000		900,000
旅費交通費			0
減価償却費			0
支払利息			0
.....			0
その他経費計	900,000	0	900,000
管理費計	1,550,000	0	1,550,000
経常費用計	51,850,000	60,000	51,910,000
当期経常増減額	6,650,000	140,000	6,790,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			0
.....			0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			0
.....			0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額	6,650,000	140,000	6,790,000
前期繰越正味財産額	29,935,282		29,935,282
次期繰越正味財産額	36,585,282	140,000	36,725,282

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。